北海道不妊治療費等助成事業のご案内

☆ 北海道では、不妊治療を受けている方の治療費や交通費等の経済的負担を軽減するため、 不妊治療費等助成事業を実施しています。

<事業の概要>

1 対象となる治療

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療が対象です。

(先進医療を単独で実施した場合は対象となりません。)

- 子宮内膜刺激術(SEET法) タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 二段階胚移植術
- 子宮内膜擦過術(子宮内膜スクラッチ) ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICSI)
- 子宮内膜受容能検査1 (ERA) 子宮内細菌叢検査1 (EMMA/ALICE)
- ・ 子宮内細菌叢検査2(子宮内フローラ)・ 子宮内膜受容能検査2(子宮内膜受容期検査)(ERpeak)
- 強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術(IMSI) 膜構造を用いた生理学的精子選択術 (Zymot) ※ 令和5年11月現在の情報です。最新情報については、厚生労働省 HP の告示内容をご確認ください。

2 対象となる方(以下要件を全て満たす方)

- 不妊治療の開始日が令和5年4月1日以降であること。
- 不妊治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。
- 夫婦のいずれかが、道内に住所を有し婚姻していること。(事実婚含む。)

3 助成の内容

〇 治療費



助成対象の7割(3.5万円を上限)

- ・ <u>医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかった自己負担額の7割(3.5 万円を上限)を助成します。</u>
- 助成回数は、保険診療の回数に準じます。初回助成時の治療開始日において 40 歳未満の方は1子ごとに6回まで、40 歳から 43 歳未満の方は1子ごと3回までです。

〇 交通費等

• 自宅から医療機関までの距離が片道 25km を超える方を対象に、距離に応じ交通費等の一部を助成します。

4 申請の手続き

お住まいの市町村の申請書と必要書類を添えて、市町村窓口へ申請してください。 (申請期限がありますので、ご注意ください。)

5 お問い合わせ

- お住まいの市町村
- 北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課

電話:011-231-4111(内線 25-757)

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hunin_josei.html



<北海道では不妊・不育に関する相談をお受けしています>

★不妊専門相談センター

医師が不妊症や不育症に関する専門的な相談に応じています。

旭川医科大学病院産婦人科(電話:0166-68-2568) 面接(予約制)•電話相談 <毎週火曜日>

★女性の健康サポートセンター

保健師等が女性のライフサイクルに応じた様々な悩みや不安に対して、広く相談を受けています。 全道26ヶ所の各道立保健所 面接(予約制)・電話相談

